

公 示

令和 6 年度 徳島県における産直市場調査プロジェクト委託事業に係る企画競争参加者は、下記要領により企画提案書を提出されたく、公募する。

記

1 委託事業名

令和 6 年度 徳島県における産直市場調査プロジェクト委託事業

2 事業実施の目的及び内容

(1) 事業目的

徳島県の農村地域の多くは中山間地域（「食料・農業・農村基本法（平成 11 年法第 106 号）第 47 条に規定する山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」をいう。以下同じ。）に属し、人口減少や高齢化が急速に進行しており、地域コミュニティの維持や地域振興・活性化が課題となっている。

このため、県内の中山間地域の産直市場を利用する消費者に対するアンケート調査を通じて消費者ニーズや産直市場に期待する機能等を把握するとともに、産直市場の運営体に対してもアンケート調査を行い、産直市場が直面している課題等について把握・分析し、その結果を、県内の中山間地域の産直市場の活性化及び維持に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

- ア 中山間地域の産直市場を利用する消費者及び運営体に対するアンケート調査
- イ 課題の解決方策を取りまとめた報告書の作成

3 予算額（委託費の限度額）

予算額（契約限度額）は 6,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内を予定している。

4 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 7 日（金）までとする。

契約は、国と契約候補者との間で委託契約に関する協議が調い次第締結する。

5 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 4・5・6 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の競争参加地域において「中国」又は「四国」に登録があり、「役務の提供等（調査・研究）」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた者であること。
- (4) 中国四国農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成 26 年 10 月 1 日付け 26 中総第 506 号中国四国農政局長通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

6 応募要領の配布期間及び場所

- (1) 配布期間：令和 6 年 9 月 4 日（水）～令和 6 年 9 月 19 日（木）
- (2) 配布場所：中国四国農政局のホームページ
(<https://www.maff.go.jp/chushi/nyusatsu/itaku/index.html>)

なお、本案件に係る資料は、紙配布は行わないので注意すること。

7 応募に係る説明会の開催について

- (1) 開催日時：令和6年9月11日（水）15時～
- (2) 開催方法：会場またはウェブ方式（Teamsを予定）
- (3) 会 場：中国四国農政局徳島県拠点 第1会議室
（徳島県徳島市中昭和町2丁目32）
- (4) 説明会への出席を希望する者は、「応募に係る説明会出席届」（応募要領 別紙様式第1号）を令和6年9月10日（火）16時までに応募要領の第19 応募・照会窓口【事業内容、応募要領全般について】に記載のメールアドレスへ提出すること。
- (5) 説明会への出席の有無は、5の応募資格とはしない。

8 参加表明書及び提出書類に関する事項

提出期限：令和6年9月20日（金）正午必着とする。
詳細は、「応募要領」によるものとする。

9 その他

本事項に記載のない事項は、「応募要領」によるものとする。
また、応募要領に定めのない事項については、10「照会等窓口」に照会すること。

10 照会等窓口

〒770-0943 徳島県徳島市中昭和町2丁目32

中国四国農政局徳島県拠点 地方参事官室

電話番号：088-622-6133

メールアドレス：tokushima_shikyoku/atmark/maff.go.jp

（注）スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しているため、送信の際は「@」に変更すること。

以上公示する。

令和6年9月4日

支出負担行為担当官
中国四国農政局長
仙台 光仁

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されています。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施します。詳しくは、当省のホームページ
（http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf）を御覧下さい。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020 について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。